

市川市防犯まちづくり 防犯指針

概要版

住宅・道路編



市川市

発行:市川市 危機管理部 防犯担当
〒272-8501 千葉県市川市八幡1-1-1
電話 047-334-1129
発行日:平成21年7月

目次

防犯指針の基本原則…………… P1

防犯に配慮した住宅の整備及び管理に関する指針の概要

- 1.目的 2.適用範囲等 3.基本的な考え方 …………… P2
- 4.戸建住宅の防犯上のポイント …………… P3
- 5.共同住宅の防犯上のポイント …………… P4
- 6.周辺への配慮(総合的な防犯まちづくり) …………… P6

防犯に配慮した道路等の整備及び管理に関する指針の概要

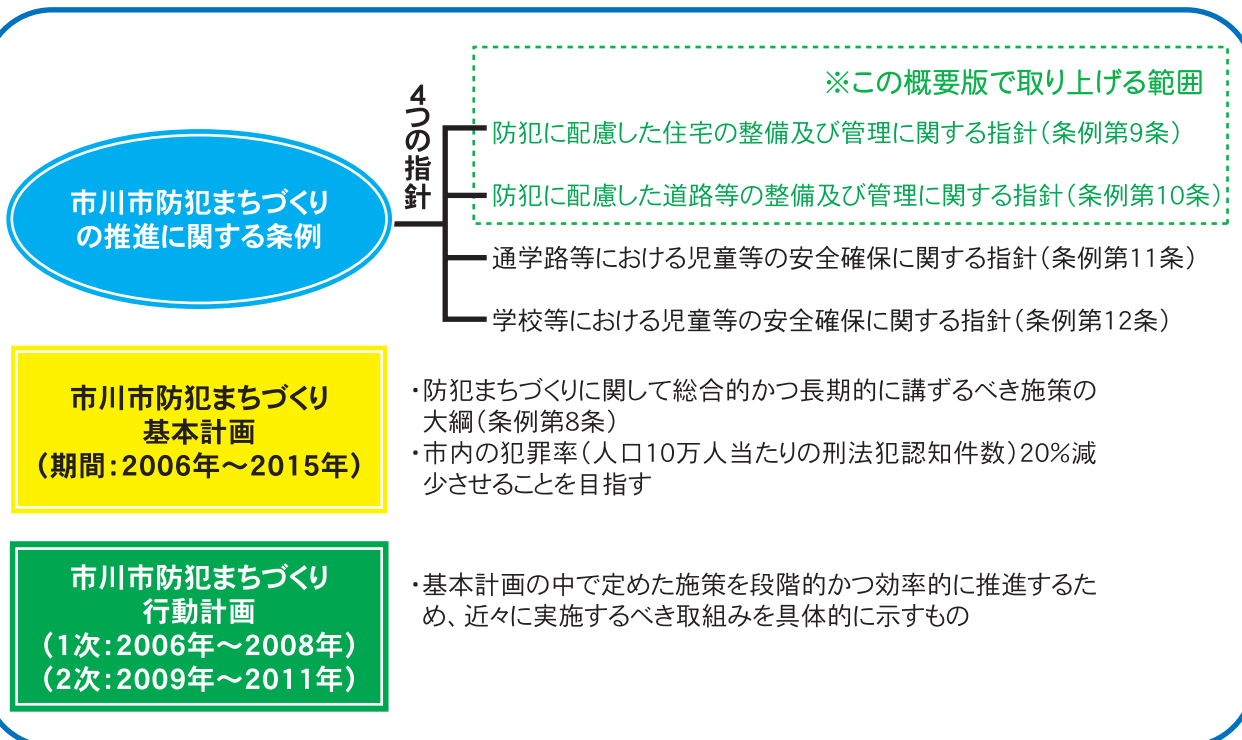
- 1.目的 2.適用範囲等 3.基本的な考え方 …………… P7
- 4.道路・公園・駐車場等の防犯上のポイント…………… P8

防犯指針の背景

市川市では、ひたたくり、住宅への侵入等の身近な場所での犯罪が依然として多数発生しており、市民の犯罪被害に対する不安感が高まっています。

このため、市民生活の安全、安心を脅かす犯罪を減らすために、警察活動に頼るだけでなく、市民一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪に遭わないよう行動するとともに、地域の連帯感を高め、互いに助け合う地域力を取り戻し、さらに、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を図るなど、犯罪の起きにくい「防犯まちづくり」に積極的に取り組む必要があります。

これらの活動を市、市民、自治会等、事業者が連携して取り組んでいくため、平成17年「市川市防犯まちづくりの推進に関する条例」を制定し、この条例に基づいて、防犯に配慮した環境整備を促進するための4つの指針を策定しました。



防犯指針の基本原則

防犯指針の考え方としては、次の4つの柱を基本的な原則としています。

監視性の確保(周辺からの自然な見通し、照明の確保)

犯罪を行おうとする者に「周囲から見られているかもしれない」という心理的な要因が働き、犯行を断念させることができます。

領域性の強化(居住者・利用者の帰属意識向上、コミュニティの形成促進)

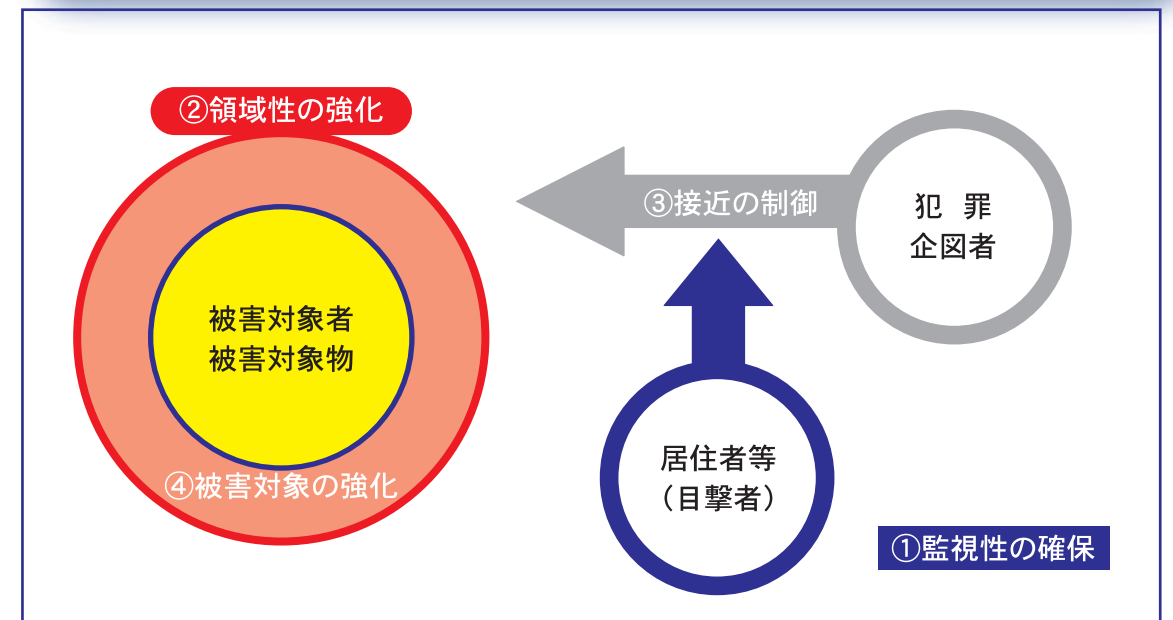
居住者・利用者間の交流が図られ、相互の情報交換が活発に行われることで、不審者を発見しやすく、犯罪を行おうとする者が近寄りにくい環境を作ることができます。

接近の制御(犯罪企図者の行動を限定し、接近を妨げる)

フェンスや柵等を設置することなどにより、犯罪を行おうとする者から犯行の機会を奪い、犯行を物理的・心理的に断念させることができます。

被害対象の強化・回避(破壊されにくい部材・設備等の使用)

窓や扉などの設備に、破壊できない、又は破壊に時間を要する部材を使用することで犯行を断念させ、被害を回避することができます。



防犯に配慮した住宅の整備及び管理に関する指針の概要

1. 目的

この指針は、市川市防犯まちづくりの推進に関する条例に基づき、防犯に配慮した住宅・共同住宅の整備、管理に関する取組み手法を示し、防犯性の高い住宅の普及を図ることを目的としています。

2. 適用範囲等

- (1)この指針は、住宅を設計・建築・供給する事業者や共同住宅の所有者・管理者、賃貸住宅等を含む居住者及び周辺住民に、防犯上配慮すべき事項や具体的な手法等を示すものであり、何らかの義務を負わせたり、規制を課すものではありません。
- (2)指針の適用にあたっては、関係法令、構造上の難しさ、経済性等の制約条件等によって、対応が困難と判断される事項は除外できるものとします。
- (3)この指針は、社会状況の変化、技術の進展、市民の要望等を踏まえ、必要に応じて見直すものとします。

3. 基本的な考え方

- (1)犯罪を行おうとする者に狙われにくく、侵入しにくい状況にするためには、居住者の防犯意識の向上とともに、住宅に必要な他の性能や経済性等とのバランスに配慮しながら、適切な整備や維持管理を行い、あわせて当該住宅の居住者及び周辺住民による防犯活動の取組み、警察や市との連携につなげることに留意することが必要です。
- (2)住宅の周辺地域の状況、入居者の属性、管理体制、時間帯による状況の変化等に応じて、P1の防犯指針の基本原則から住宅の防犯性の向上のあり方を検討し、企画や計画、設計を行うものとします。
- (3)新築住宅建設又は既存住宅改修にあたっては、次の内容を実施するものとします。
 - ◎新築：敷地等の防犯診断→防犯対策の方針検討→総合的な設計
 - ◎改修：敷地と建物の防犯診断→適時の防犯改修→総合的な判断

防犯豆知識①「防犯設備士」

防犯設備士とは、防犯設備の設計・施工・保守管理を理論的かつ適正に行うことができる専門家としての資格であり、(社)日本防犯設備協会が認定しています。

取得するには、2日間の養成講習を受講したうえで、知識・技能の2分野の筆記試験に合格する必要があります。上位資格として「総合防犯設備士」という資格もあります。住まいの防犯について専門のお店などに相談する場合は、このような資格を持っているか確認してみてください。



4. 戸建住宅の防犯上のポイント

- 【窓】**
 - 道路等からの見通しの確保
 - 窓周辺に侵入の足場となる室外機、ゴミ置き場等がない
 - 面格子や錠付きクレセント、補助錠の設置等の侵入防止措置
 - 破壊が困難な材質の窓ガラスの使用 (バルコニー、庭等に面する窓)
 - シャッターや雨戸等の設置 (侵入のおそれのある窓)
- 【バルコニー】**
 - 配管、縦樋、手すり等を利用した侵入が困難な位置へ配置
 - 周囲からの見通しの確保 (プライバシーの確保や転落防止上支障のない範囲)
- 【塀、柵又は垣等】**
 - 柵等は、周囲からの死角の原因や住宅侵入の足場とならない構造
- 【庭、敷地内の空地】**
 - 防犯センサー、センサーライト、砂利等の設置
- 【勝手口等】**
 - 周囲からの見通しの確保
 - 玄関扉と比較して劣らない防犯性能の主錠
 - 補助錠
- 【玄関】**
 - 破壊が困難な材質の玄関扉
 - ガードプレート等こじ開け防止措置
 - 防犯性能の高い玄関錠の使用 (ピッキングやサムターン回し等の開錠対策等)
 - 補助錠
 - ドアスコープ、ドアガード等の設置
 - 破壊が困難な枠及び格子、ガラス等の使用
- 【インターホン】**
 - カメラ付きインターホン
- 【門】**
 - 門扉は施錠可能なもの
 - 門灯・玄関灯等の屋外照明の設置
- 【屋外付帯設備】**
 - 侵入の足場となる室外機やゴミ置き場、物置の屋外付帯設備がない
- 【駐車場、自転車等駐車場】**
 - 道路等の周囲からの見通しが確保された位置に設置
 - 屋根を架ける場合は、上方への足場とならない構造及び位置にする
 - 屋外照明の適切な設置

防犯豆知識②「最近の住宅侵入盗について」

近年、防犯性能の高い玄関錠の普及により、ピッキングやサムターン回しなど、玄関側からの侵入は激減し、戸建住宅、低層共同住宅ともに6割以上が窓からの侵入となっています。また、被害実態をさらに分析すると、多くの場合、侵入経路として、道路に面していない住宅の背面や、道路から6m以上奥まった側面開口部の腰高以下(地面からの高さが1.5m以下)の窓が狙われており、人目の届かない窓が狙われていることがわかります。

このような手口に対しては、見通しを良くするなど自然監視性を確保するとともに、特にリスクの高い窓から防犯ガラスや防犯フィルムなどの対策を施すことで、効率的な防犯対策が可能です。

【参考】「侵入盗に関する実態を踏まえた住宅の防犯対策」(山本俊哉、2008、『季報住宅金融』2008年夏号)



防犯フィルム

5. 共同住宅の防犯上のポイント

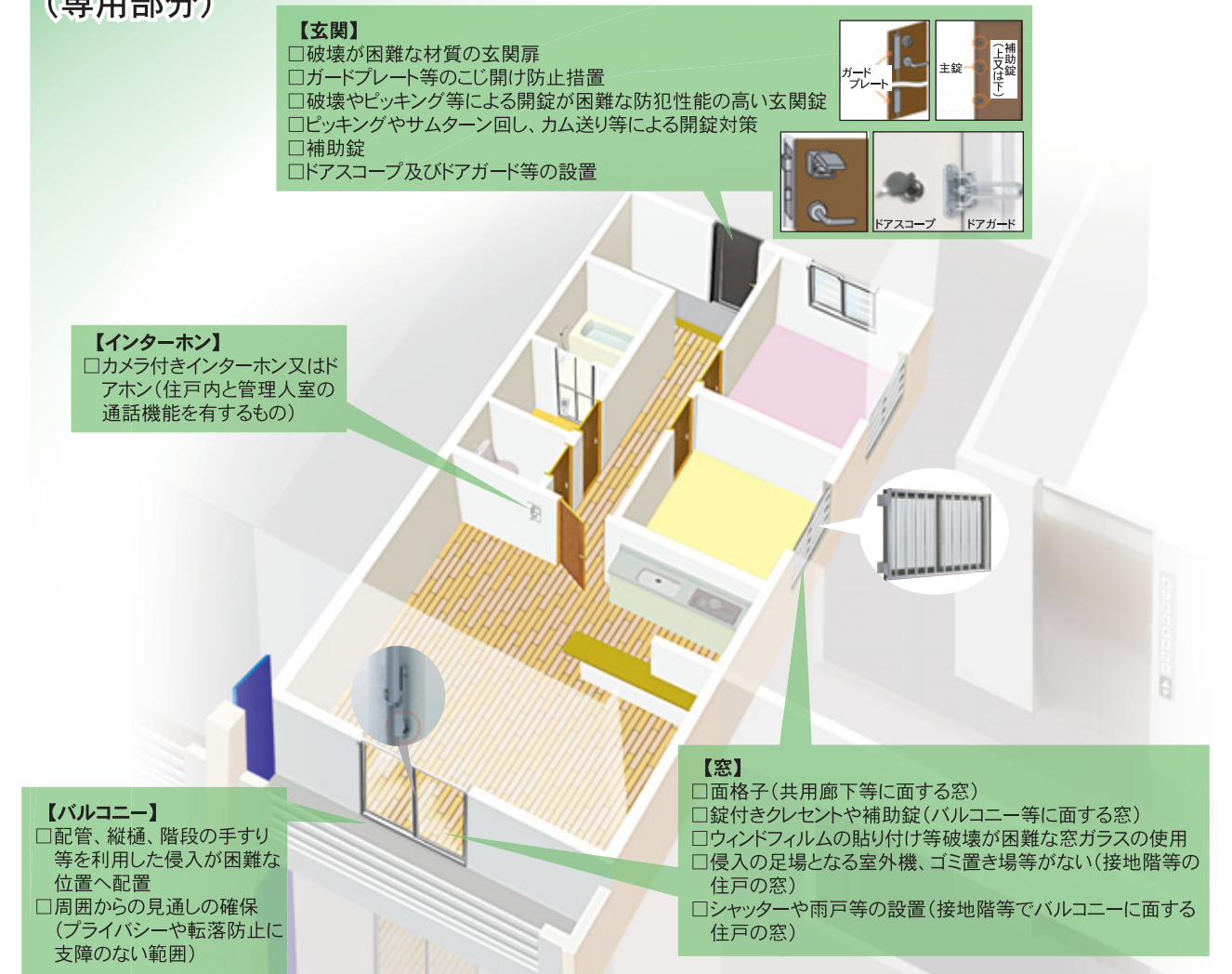
(共用部分)



共用住宅の共有部分における防犯上必要な照度

共用部分	平均水平面照度	明るさの程度
共用玄関・EVホール (玄関階)・EV内・ 共用メールコーナー	50ルクス以上	10メートル先の人の顔及び行動が明確に識別でき、誰であるか明確に分かる程度以上の照度
共用廊下・階段・EVホール (玄関階以外)・ その他の出入口	20ルクス以上	10メートル先の人の顔及び行動が識別でき、誰であるか分かる程度以上の照度
通路・駐車場・駐輪場・ 児童遊園、広場等	3ルクス以上	4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度

(専用部分)



防犯豆知識③「CPマーク」

CPマークは、警察庁、国土交通省、経済産業省、建物部品関連の民間団体で構成される「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が公表する「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された「防犯建物部品」にだけ使用を認められるマークです。

「防犯性能の高い建物部品目録」とは、約7割の侵入盗が侵入をあきらめるとされる「5分」に耐えることを基準に最近の侵入手口に応じた厳しい防犯性能試験を実施し、これをクリアしたドア、ガラス、錠、サッシなどの建物部品が掲載されており、防犯性能の高さを示すひとつの目安になります。



6. 周辺への配慮(総合的な防犯まちづくり)

犯罪のない安全で安心なまちづくりは、ハード・ソフトの両面から推進することが重要です。

【自主防犯活動の推進】

近隣居住者や管理組合間の相互の協力により、周辺地域や共同住宅内において犯罪が発生した場合には、速やかに犯罪情報等を近隣居住者に提供し、自治(町)会や管理組合を中心とした防犯パトロール等を実施するなど、自主防犯活動に積極的に参画しましょう。



【地域及び警察等との連携】

一戸建て住宅や共同住宅の近隣居住者や管理組合は、自治会等の地域の団体や管轄警察署との連携に努め、地域安全情報の取得及び情報交換を図り、地域ぐるみの防犯活動に積極的に参画し、活動の輪を広げましょう。



【快適な住環境の形成】

居住者の安全を確保するため、防犯設備の点検整備や死角となる屋外設置物の除去、植栽等の剪定等、近隣居住者や管理組合が協力し合い、各住宅の適切な維持管理を推進し、地域の環境美化に努め、防犯まちづくりから快適な住環境を形成しましょう。

【道路等に対する照明確保】

敷地の面する道路、公園、駐車場等に対する夜間の見通しを確保するため、門扉・玄関等には、門灯・玄関灯などの屋外照明を設置し、点灯することが重要です。なお、設置にあたっては、道路等における既存の道路照明灯、街路灯、公園灯、防犯灯等の設置状況にも配慮しましょう。

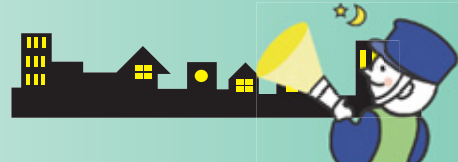


防犯豆知識④「まちのあかり運動」

犯罪はとかく暗がりや深夜に起こりがちです。市川市では、門灯や玄関灯、道路に面した部屋の灯りなどを連ねて暗がりをなくす「まちのあかり運動」を推進しています。

あなたの家庭では、家族全員が帰宅した後、門灯や玄関灯を消していませんか?20Wの電灯を1ヶ月間点灯させても、電気料金はジュース1本くらいです。ひとつひとつは小さな灯りですが、みんなで協力することによって、まち全体が明るくなり、犯罪を遠ざけるとともに自宅への侵入防止にもなります。

【問い合わせ】 市川市街づくり部建築審査課 047-334-1428



防犯に配慮した道路等の整備及び管理に関する指針の概要

1. 目的

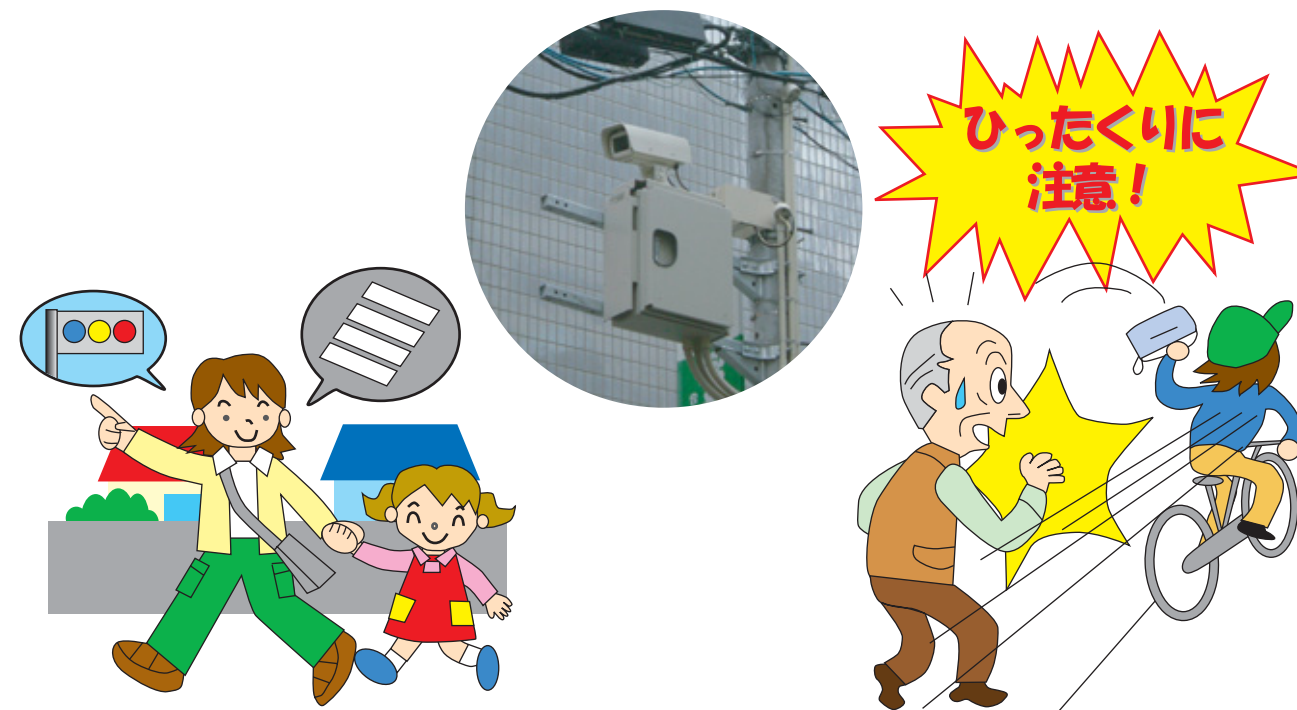
この指針は、市川市防犯まちづくりの推進に関する条例に基づき、防犯に配慮した道路等(道路・公園・駐車場・自転車等駐車場)の構造や設備に関する整備と維持管理について参考となる事項を示し、道路等における犯罪被害を未然に防止することを目的としています。

2. 適用範囲等

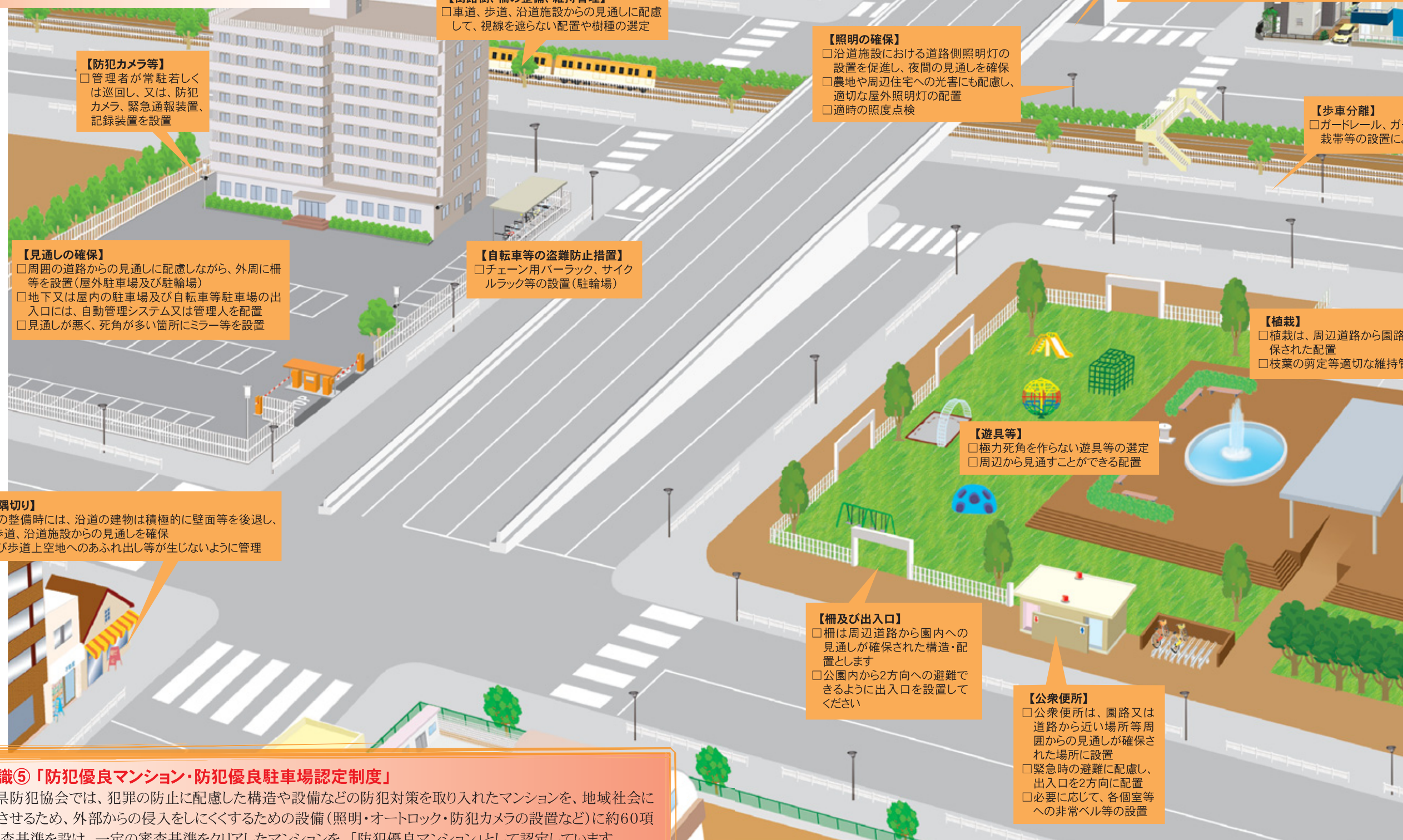
- (1)この指針は、特に、防犯対策を講じる必要性が高い道路等の設置者、管理者等に対し、道路等の防犯性の向上に関し参考となる配慮事項や手法等を示すものです。
- (2)指針の適用にあたっては、道路法等の関係法令やその他の制約等を踏まえて検討するものとします(住宅敷地内に設置される駐車場及び自転車等駐車場については、防犯に配慮した住宅の整備及び管理に関する指針を参照)
- (3)この指針は、社会状況の変化、技術の進展、市民の要望等を踏まえ、必要に応じて見直すものとします。

3. 基本的な考え方

- (1)道路等における犯罪被害を未然に防止するためには、人の目の確保等とあわせ、市民の防犯意識を高めながら、適切な整備や維持管理を行い、特に維持管理に当たっては、当該施設の設置者、管理者に限らず、周辺住民等(地域住民、事業者及び照明設置者等)による維持管理活動との連携を図ることが必要です。
- (2)道路等の周辺地域の状況に応じて、P1の防犯指針の基本原則(1)～(3)から道路等の防犯性の向上のあり方を検討するものとします。
- (3)犯罪発生状況、地域住民の意向、時間帯による利用状況を踏まえ、防災や交通安全、景観形成等の総合的な観点から、特に防犯対策を講ずる必要性が高い道路等に対し、順次、適切な整備や維持管理を行うものとします。



5.道路・公園・駐車場等の防犯上のポイント



【防犯カメラ等】
 管理者が常駐若しくは巡回し、又は、防犯カメラ、緊急通報装置、記録装置を設置

【見通しの確保】
 周囲の道路からの見通しに配慮しながら、外周に柵等を設置（屋外駐車場及び駐輪場）
 地下又は屋内の駐車場及び自転車等駐車場の出入口には、自動管理システム又は管理人を配置
 見通しが悪く、死角が多い箇所にミラー等を設置

【街路樹、柵の整備、維持管理】
 車道、歩道、沿道施設からの見通しに配慮して、視線を遮らない配置や樹種の選定

【自転車等の盗難防止措置】
 チェーン用バーラック、サイクルラック等の設置（駐輪場）

【照明の確保】
 沿道施設における道路側照明灯の設置を促進し、夜間の見通しを確保
 農地や周辺住宅への光害にも配慮し、適切な屋外照明灯の配置
 適時の照度点検

【地下道や高架下等の防犯設備の設置】
 見通しが悪く延長距離の長い地下道、高架下、歩道橋など、特別配慮が必要な道路については、周囲から見通しの良い構造とする
 防犯ベル等の防犯設備の設置

【歩車分離】
 ガードレール、ガードパイプ、見通しの良い植栽帯等の設置により、歩車道の分離を推進

【植栽】
 植栽は、周辺道路から園路への見通しが確保された配置
 枝葉の剪定等適切な維持管理

【遊具等】
 極力死角を作らない遊具等の選定
 周辺から見通すことができる配置

【角地の隅切り】
 道路等の整備時には、沿道の建物は積極的に壁面等を後退し、車道、歩道、沿道施設からの見通しを確保
 道路及び歩道上空地へのあふれ出し等が生じないように管理

【柵及び出入口】
 柵は周辺道路から園内への見通しが確保された構造・配置とします
 公園内から2方向への避難できるように出入口を設置してください

【公衆便所】
 公衆便所は、園路又は道路から近い場所等周囲からの見通しが確保された場所に設置
 緊急時の避難に配慮し、出入口を2方向に配置
 必要に応じて、各個室等への非常ベル等の設置

防犯豆知識⑤「防犯優良マンション・防犯優良駐車場認定制度」

(社)千葉県防犯協会では、犯罪の防止に配慮した構造や設備などの防犯対策を取り入れたマンションを、地域社会に幅広く普及させるため、外部からの侵入をしにくくするための設備（照明・オートロック・防犯カメラの設置など）に約60項目以上の審査基準を設け、一定の審査基準をクリアしたマンションを、「防犯優良マンション」として認定しています。

同様に、犯罪の防止に配慮した構造や設備などの防犯対策を取り入れた駐車場を、地域社会に幅広く普及させることを目指して、照明の照度や防犯カメラの設置状況など約15項目を設けて、一定の審査基準をクリアした駐車場を「防犯優良駐車場」として認定する制度もあります。

認定を受けたマンションや駐車場は、同協会のホームページや機関紙『ちばけん防犯』へ掲載されます。詳細は、千葉県防犯協会のホームページをご覧ください。

(URL) <http://www.chiba-bohan.or.jp/index.htm>

道路・公園・駐輪場等における防犯上必要な照度

場所	平均水平面照度	明るさの程度
公衆便所の入り口付近及び内部	50ルクス以上	10メートル先の人の顔及び行動が明確に識別でき、誰であるか明確に分かる程度以上の照度
駐車場(屋内)の車路	10ルクス以上	5メートル先の人の顔及び行動が概ね識別できる程度以上の照度
路上・地下道・高架下・歩道橋・公園・駐車場(屋外)・駐輪場	3ルクス以上	4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度
駐車場(屋内)の駐車スペース	2ルクス以上	人の行動を概ね視認できる程度以上の照度

【住民等による維持管理の促進】
 公園整備や環境美化に係る維持管理について、ワークショップによる点検や計画づくり等を含め、できる限り住民参加を促進